

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年12月22日（平成28年（行個）諮問第187号）

答申日：平成29年10月2日（平成29年度（行個）答申第106号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「本人が特定労働基準監督署に対して平成28年特定月日に申告した特定事業場に係る申告事案に関する申告処理台帳及び添付資料一切、申告事案に係る監督復命書及びこれに添付された是正勧告書等の指導文書。」

（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年9月21日付け神個開第28-173号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

不開示とされた箇所（時間外労働の集計）については、審査請求人の個人情報及び労働基準監督署の職員の職権で得た情報であるものの、同職員から口頭により説明を受けた部分であり、未払残業代の請求について裁判所へ提出すべき文書であるので、開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成28年8月24日付け（同月25日受付）で、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。

(2) これに対し、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこの一部を不服として、平成28年10月5日付け（同月6日受付）で審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

原処分において不開示とした部分のうち、本件審査請求において審査請求人が開示を求めている部分については、下記3（3）に掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イに基づき原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとする。

## 3 理由

### （1）保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、審査請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法（昭和22年法律第49号）等の違反があったとした情報提供による監督指導に係る関係書類である。このうち、事業場が提出した書類及び担当官が作成した資料の一部については、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。

### （2）不開示情報該当性について

本件審査請求において審査請求人が開示を求めている部分は、本件対象保有個人情報のうち、審査請求人が申告した事案の処理において担当官が作成した、審査請求人の時間外労働時間数を集計した文書（以下、第3において「本件対象文書」という。）であり、これ以外の原処分において不開示とした部分については開示を求めている。

#### ○ 法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イ該当性について

本件対象文書は、労働基準監督官が作成した文書であり、申告監督を実施したことにより判明した事実等、所属長に復命するために必要な情報が記載されている。

下記（3）に掲げる審査請求人に対して口頭で伝えた時間外労働時間数等を除き、これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、かつ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、開示されることとなれば、事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位との他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当する。

また、労働基準監督官による監督において、事業場の実態を正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なものである。このため、これらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が請求人に開示された場合の影響等を考慮するあまり、真実や率直な意見等を述べること

を差し控え、また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、これらの情報には、担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報が記載されており、開示されることとなれば、労働基準監督官の意思決定の経過等が明らかになるため、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同号ロ、同条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

### (3) 新たに開示する部分について

本件対象文書のうち、月毎の「金額」、「純粋所定外労働時間数とその金額」、「法定外労働時間数とその金額」、「純粋所定外労働時間数と法定外労働時間数とその金額」の各項目は、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

## 4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、上記3(3)に掲げる部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |             |                   |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成28年12月22日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 平成29年1月19日  | 審議                |
| ④ | 同年9月14日     | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月28日       | 審議                |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「本人が特定労働基準監督署に対して平成28年特定月日に申告した特定事業場に係る申告事案に関する申告処理台帳及び添付資料一切、申告事案に係る監督復命書及びこれに添付された是正勧告書等の指導文書。」(本件文書)に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イの不開示情報に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、審査請求書(上記第2)において、不開示とさ

れた部分のうち、時間外労働の集計の部分を開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、審査請求人が開示を求めている部分については、一部を新たに開示した上で、その余の部分、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

## 2 不開示情報該当性について

(1) 審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、本件文書の298頁ないし303頁の審査請求人の時間外労働時間数を集計した文書のうち、処分庁が既に審査請求人に対し口頭で伝えており、諮問庁が諮問に当たり開示することとしている月毎の「金額」、「純粹所定外労働時間数とその金額」、「法定外労働時間数とその金額」及び「純粹所定外労働時間数と法定外労働時間数とその金額」の部分を除く部分である。

(2) 当該部分は、特定労働基準監督署の労働基準監督官が、臨検監督の際に特定事業場に任意の提出を求めた資料に基づいて作成したものであり、これを開示すると、このことを知った特定事業場だけでなく、関係事業者が労働基準監督署に対する関係資料の提出等に非協力的となり、その結果、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

## 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イの不開示情報に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同号イに該当すると認められるので、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子